

国民年金保険料

クレジットカードでお支払いいただけます！

～平成20年2月から受付開始～

1. 国民年金保険料のクレジットカード支払いについて

クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

- 金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。
- 過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

2. お申込み受付及びお取扱い開始時期について

- お申込み受付 → 平成20年2月1日から
- お取扱い開始 → 平成20年3月分保険料から

3. お支払い方法

- 毎月支払い → 毎月の保険料を当月末に立替。割引額はありません。
- 1年分支払い（前納） → 4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替。割引額は現金で1年分を前納いただく場合と同様です。
- 半年分支払い（前納） → 4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替。割引額は現金で半年分を前納いただく場合と同様です。

※1年前納又は半年前納の支払額（割引額）は、こちら↓でご確認ください。

前納割引制度

4. 対象となる保険料等

- お支払いいただける保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」となります。（保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。）
- クレジットカード支払いは、口座振替割引が適用されません。
- カード会社へのお支払回数は、1回払いのみとなります。（分割払いやリボ払い等のご利用いただけません。）

5. お申し込み方法

- クレジットカード支払いをご希望の場合は、申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの社会保険事務所へご提出ください。
- 申込用紙は、お近くの社会保険事務所に備え付けております。郵送もいたしますので、お電話等でご連絡ください。

クレジットカード支払いの申込用紙等はここからもダウンロードできます↓

※PDFファイルをダウンロードできない場合は、トップページ下段からソフトウェアをダウンロードしてください。

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書等 (PDF)

記入例等 (PDF)

お申込先一覧 (社会保険事務所)

6. ご利用いただけるクレジットカード

以下のマークがあるクレジットカードをご利用いただけます。



※一部対象とならないカードもございます。詳しくは、カード発行会社までお問い合わせください。

7. その他

- 前納（1年又は半年）をご希望の場合は、2月末日までにお申込ください。3月1日以降に前納をお申込いただいた場合は、次の前納期（4月又は10月）までは、毎月支払いとなる場合があります。
- お申込後、カード会社に確認を行い、ご利用いただけることが確認でき次第、お客様にカード支払い開始の通知をお送りします。
- カード会社への確認の結果、ご利用いただけない場合があります。なお、その際にご利用いただけない旨をご連絡するとともに、お申込前の支払い方法を継続させていただきます。
- カード名義人の続柄が本人・配偶者以外の場合、電話又は文書で同意確認をさせていただく場合があります。